

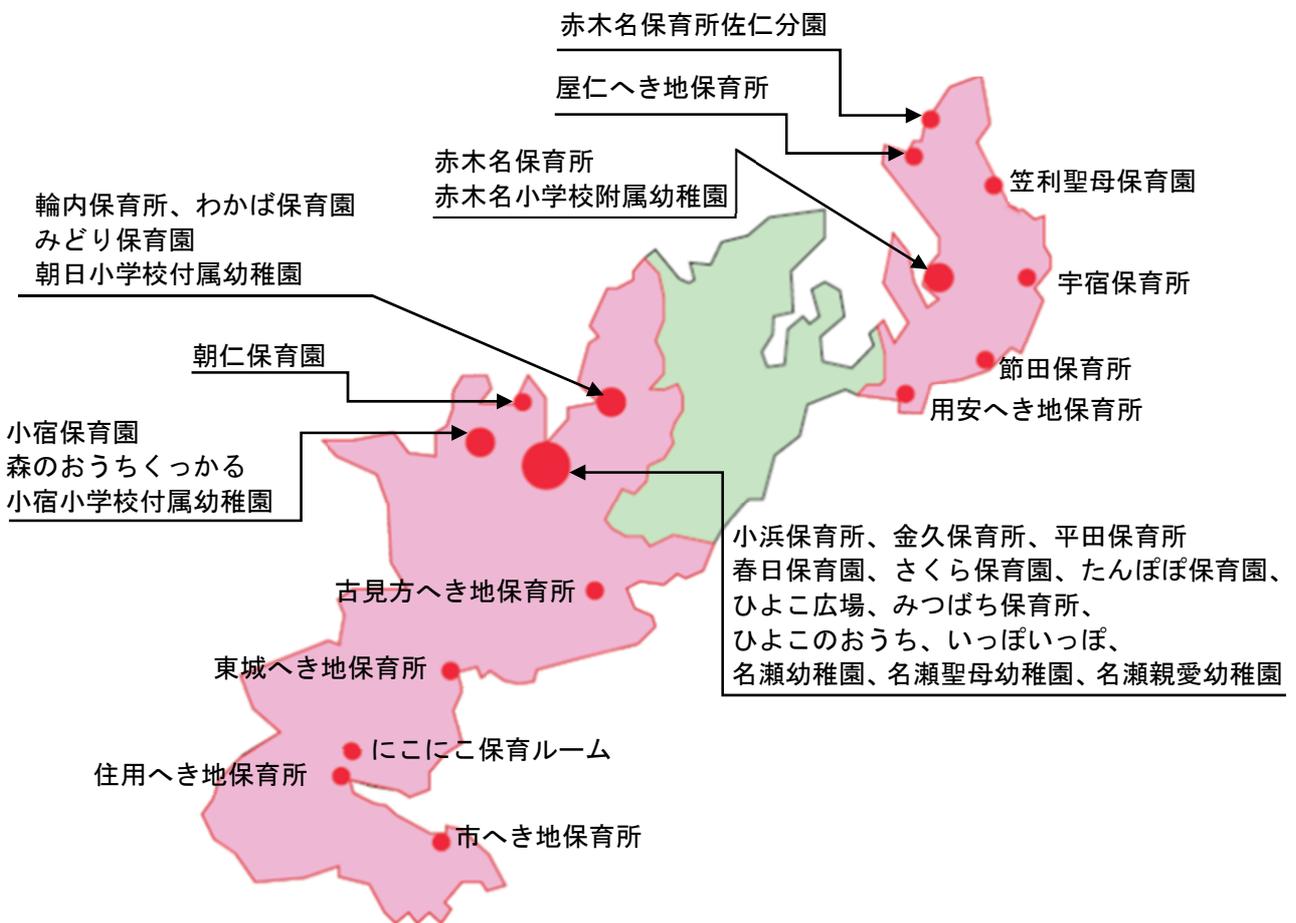
第5章
事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」及び「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を通じた共通の区域として、「奄美市全域の1区域」と設定します。

但し、各事業の確保・方向性にあたっては、名瀬地区・住用地区・笠利地区の人口や施設整備状況を踏まえて設定します。



2 教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 教育・保育の認定区分

市は、教育・保育の利用状況及びアンケート調査等により把握する利用希望を踏まえ、適切な量の教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

また、令和元年10月1日から開始された「幼児教育・保育無償化」に関わる制度改正（子ども・子育て支援法及び関係する法令の改正）により、これまでの「子どものための教育・保育給付」（幼稚園や保育園の利用に関するもの）に加えて「子育てのための施設等利用給付」（教育・保育給付の対象でない施設等における利用料の無償化に関するもの）が新たに創設されました。

この改正に伴い、支給認定に関してもこれまでの「子どものための教育・保育給付認定」に加えて、「子育てのための施設等利用給付認定」が新たに創設されました。

【教育・保育の認定区分】

1号認定	3～5歳幼児期の学校教育 (子ども・子育て支援法第19条1項1号に該当：教育標準時間認定)
2号認定	3～5歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定)
3号認定	0～2歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定)

【子育てのための施設等利用給付認定区分】

新1号認定	3～5歳幼児期の学校教育 (子ども・子育て支援法第30条の4第1号に該当：教育標準時間認定)
新2号認定	3～5歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第30条の4第2号に該当：満3歳以上・保育認定) ※満3歳入園児は新3号認定
新3号認定	0～2歳保育の必要あり (子ども・子育て支援法第30条の4第3号に該当：満3歳未満・保育認定)

(2) 児童人口推計

① 奄美市全体

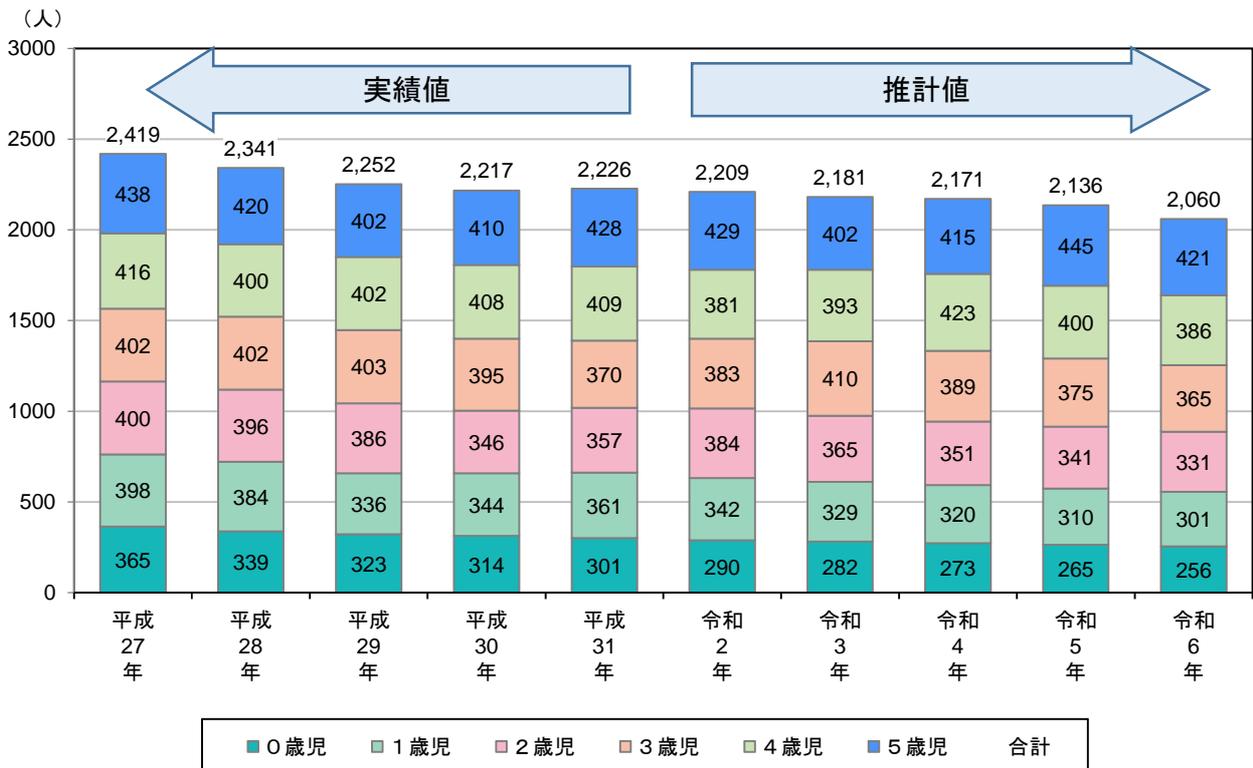
就学前児童人口を住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

本市の児童人口は年々減少することが予想され、計画期間最終年度の令和6年には2,060人になると推計されます。

奄美市の年齢別・年度別実績及び推計児童数（令和2年以降は推計値）

単位：人

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	365	339	323	314	301	290	282	273	265	256
1歳児	398	384	336	344	361	342	329	320	310	301
2歳児	400	396	386	346	357	384	365	351	341	331
3歳児	402	402	403	395	370	383	410	389	375	365
4歳児	416	400	402	408	409	381	393	423	400	386
5歳児	438	420	402	410	428	429	402	415	445	421
合計	2,419	2,341	2,252	2,217	2,226	2,209	2,181	2,171	2,136	2,060

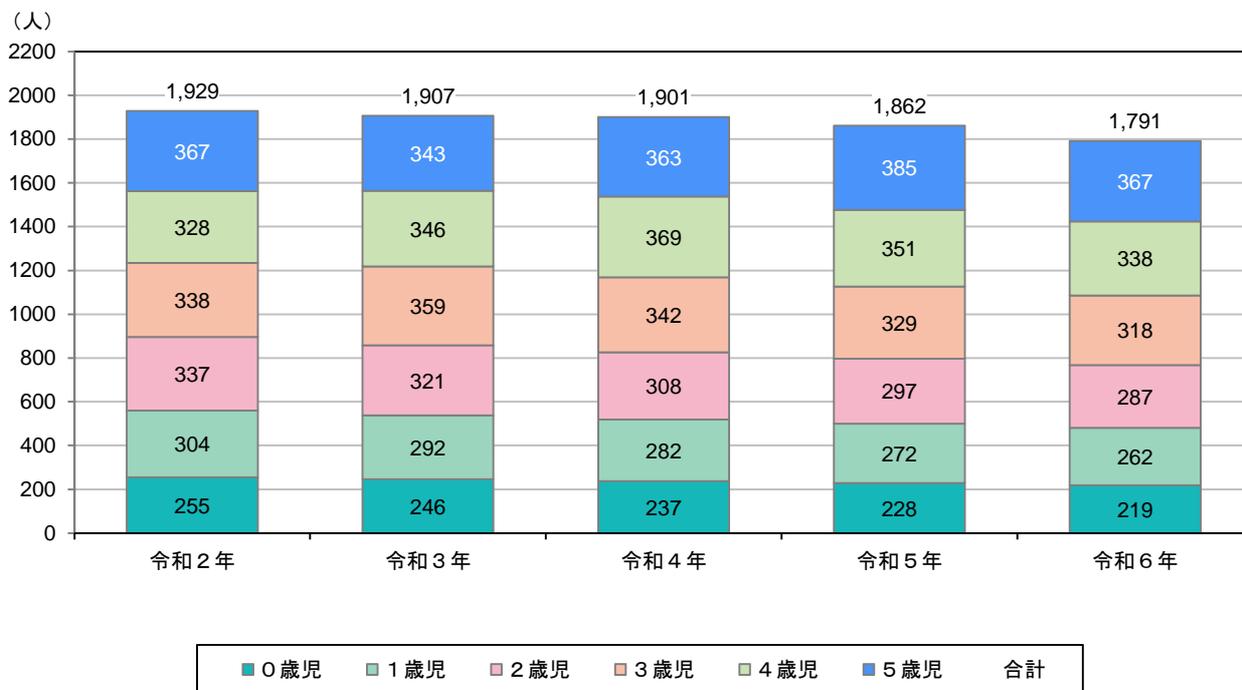


②名瀬地区

名瀬地区の児童人口は、計画期間当初が 1,929 人、計画期間最終年度の令和 6 年には 1,791 人になると推計されます。

名瀬地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳児	255	246	237	228	219
1 歳児	304	292	282	272	262
2 歳児	337	321	308	297	287
3 歳児	338	359	342	329	318
4 歳児	328	346	369	351	338
5 歳児	367	343	363	385	367
合計	1,929	1,907	1,901	1,862	1,791

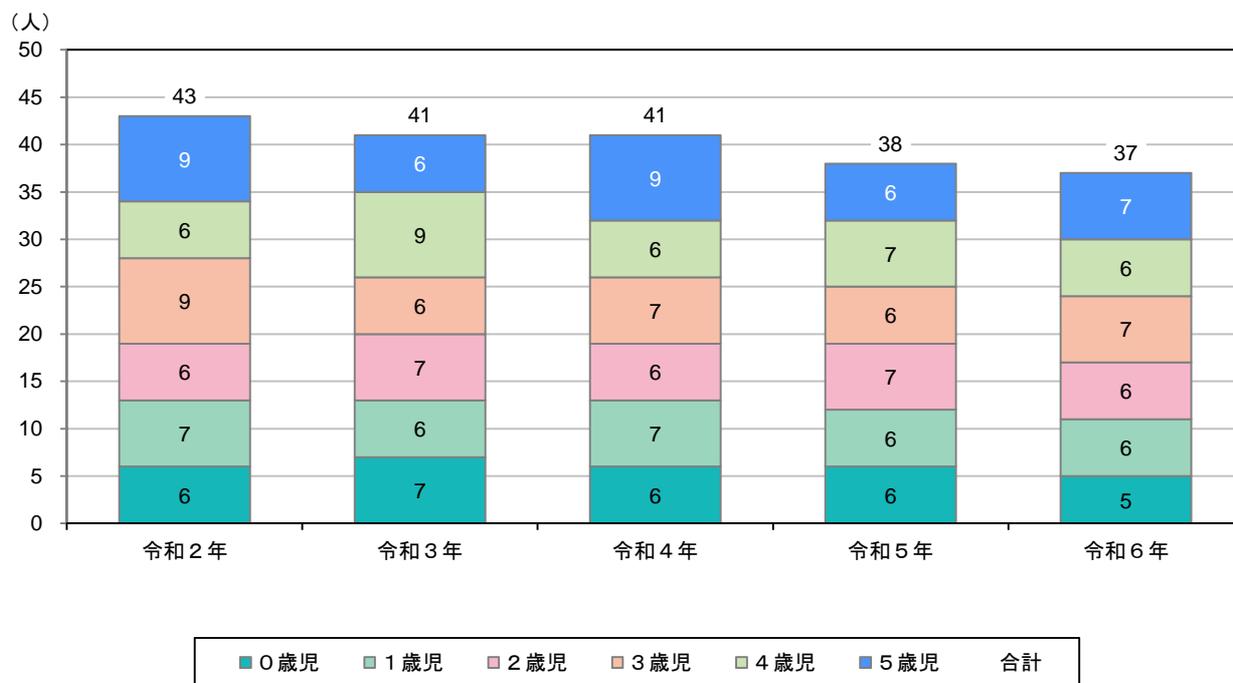


③住用地区

住用地区の児童人口は、計画当初が43人、計画期間最終年度の令和6年には37人になると推計されます。

住用地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	6	7	6	6	5
1歳児	7	6	7	6	6
2歳児	6	7	6	7	6
3歳児	9	6	7	6	7
4歳児	6	9	6	7	6
5歳児	9	6	9	6	7
合計	43	41	41	38	37

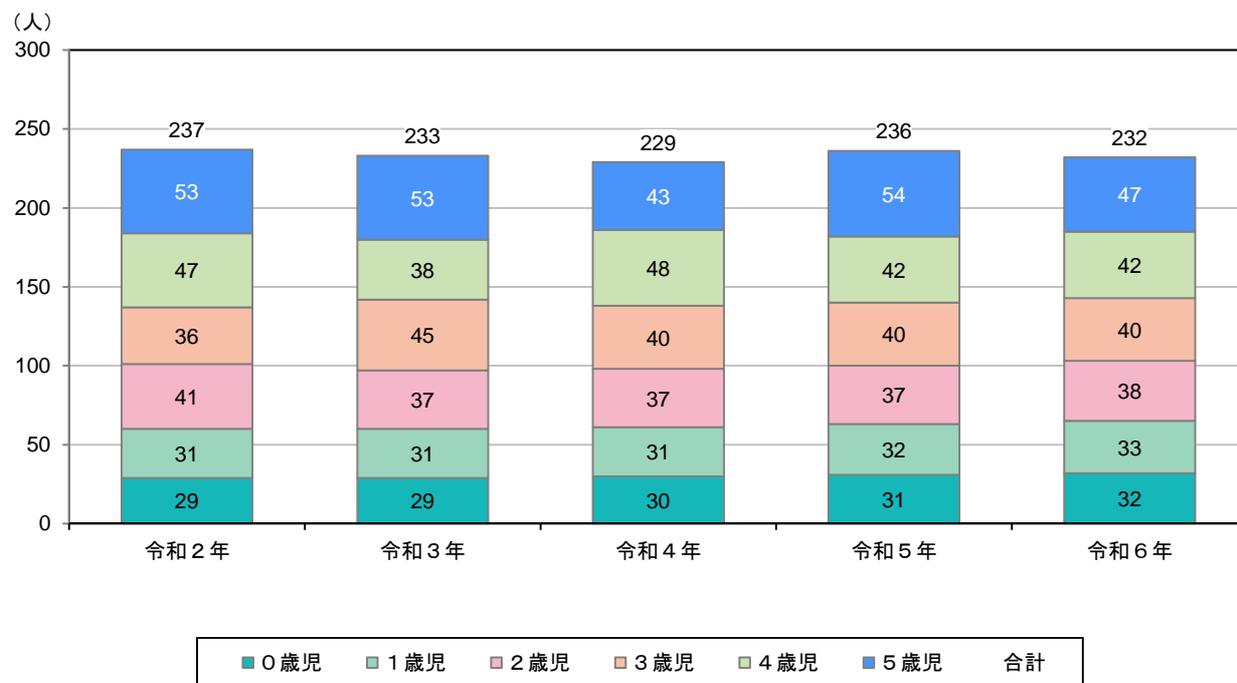


④笠利地区

笠利地区の児童人口は、計画当初が237人、計画期間最終年度の令和6年には232人になると推計されます。

笠利地区の年齢別・年度別推計児童数

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	29	29	30	31	32
1歳児	31	31	31	32	33
2歳児	41	37	37	37	38
3歳児	36	45	40	40	40
4歳児	47	38	48	42	42
5歳児	53	53	43	54	47
合計	237	233	229	236	232



(3) 地区別の教育・保育利用状況と今後の量の見込み

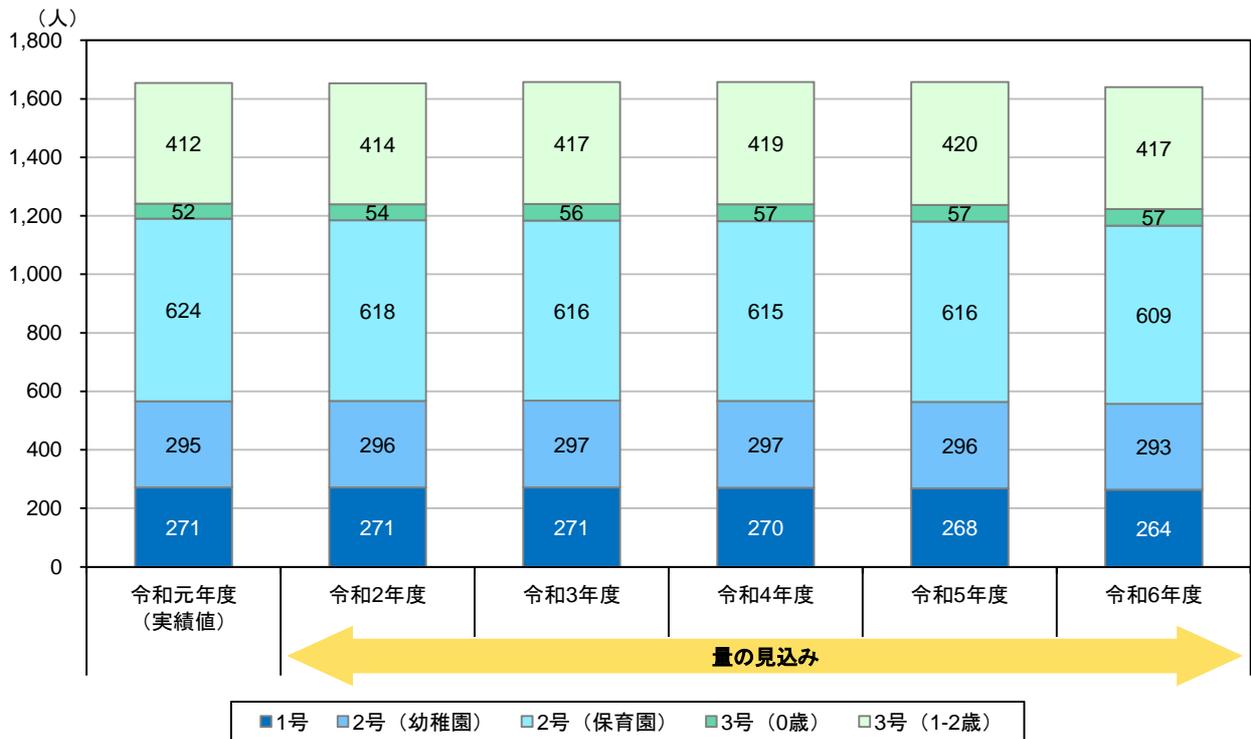
① 奄美市全体

現在の教育・保育利用状況（令和元年4月現在）

- 幼稚園（1号認定）の利用状況は、566人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用状況は、624人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用状況は、52人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用状況は、412人となっています。

今後の教育・保育利用希望（令和2年度～6年度）

- 幼稚園（1号認定）の利用希望状況は、264～271人となっています。
- 教育の利用希望が強い保育所利用希望（2号認定）の状況は、293～297人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用希望状況は、609～618人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用希望状況は、54～57人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用希望状況は、414～420人となっています。



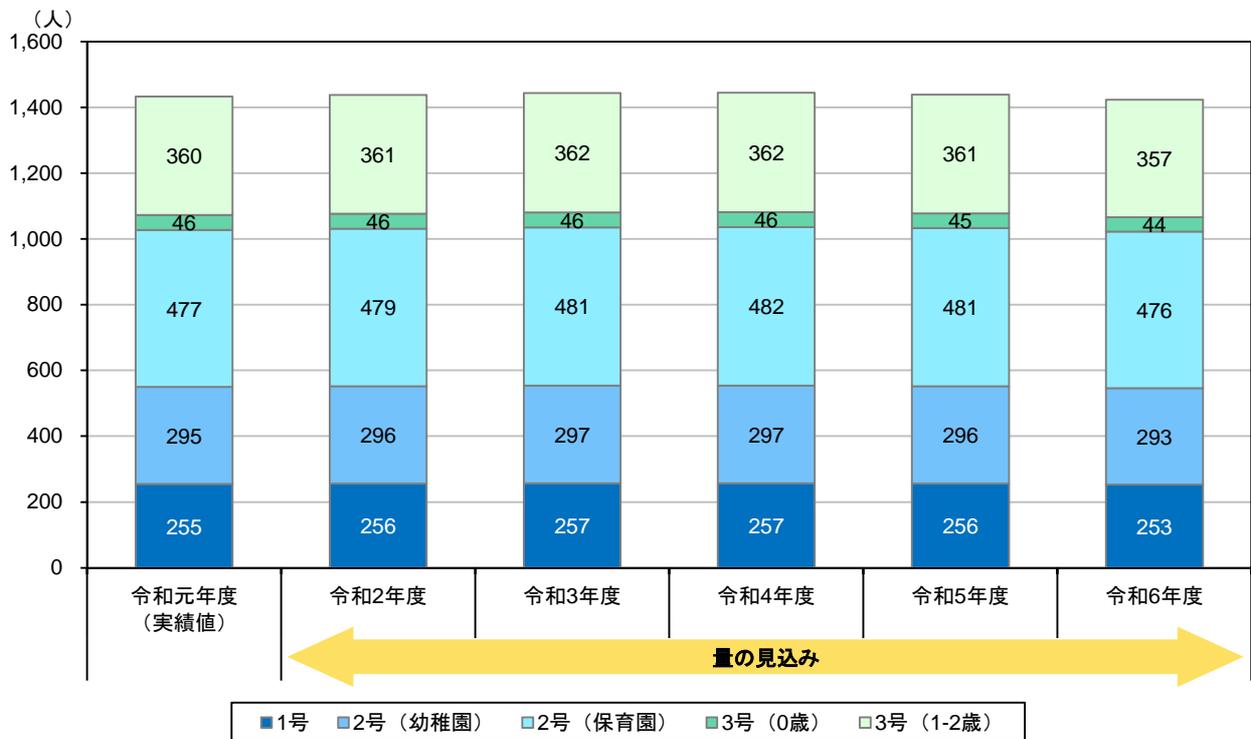
②名瀬地区

現在の教育・保育利用状況（令和元年4月現在）

- 幼稚園（1号認定）の利用状況は、550人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用状況は、477人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用状況は、46人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用状況は、360人となっています。

今後の教育・保育利用希望（令和2年度～6年度）

- 幼稚園（1号認定）の利用希望状況は、253～257人となっています。
- 教育の利用希望が強い保育所利用希望（2号認定）の状況は、293～297人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用希望状況は、476～482人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用希望状況は、44～46人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用希望状況は、357～362人となっています。



※幼稚園（1号認定）には、新制度に移行していない幼稚園及び認定こども園の1号認定の子どもを含む

※保育園（2号認定）には、へき地保育所の児童を含む

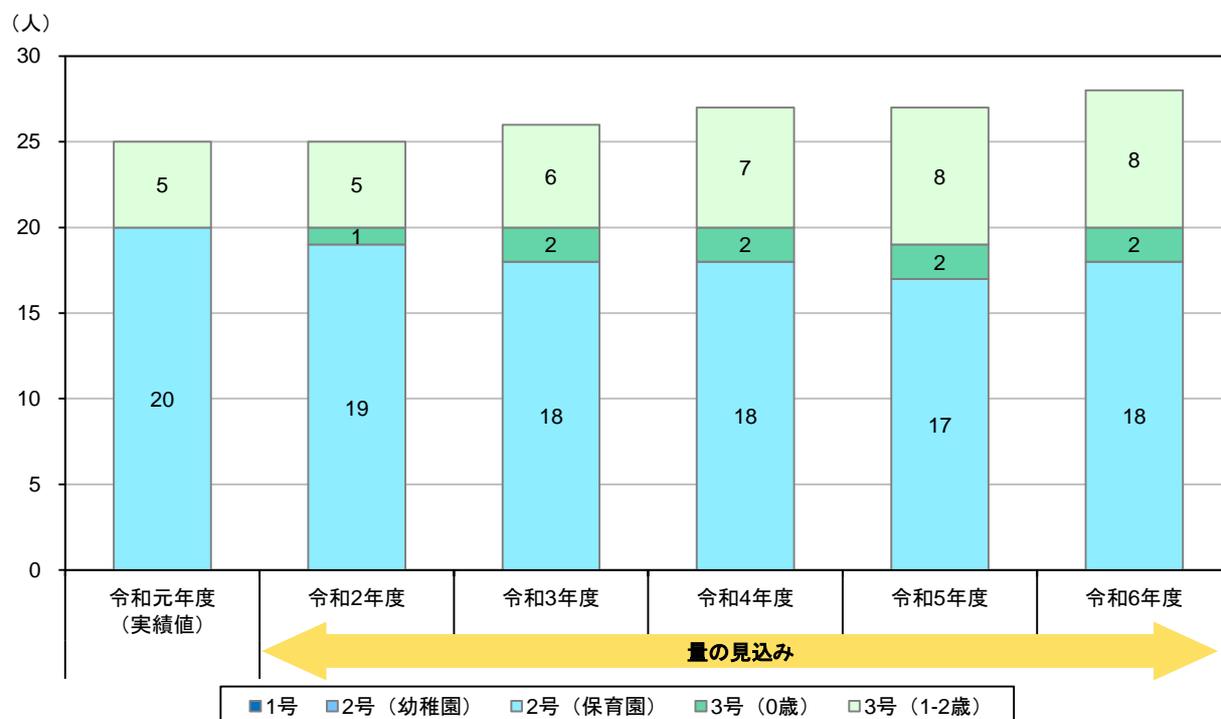
③住用地区

現在の教育・保育利用状況（令和元年4月現在）

- 幼稚園（1号認定）の利用状況は、0人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用状況、20人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用状況は、0人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用状況は、5人となっています。

今後の教育・保育利用希望（令和2年度～6年度）

- 幼稚園（1号認定）の利用希望状況は、0人となっています。
- 教育の利用希望が強い保育所利用希望（2号認定）の状況は、0人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用希望状況は、17～19人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用希望状況は、1～2人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用希望状況は、5～8人となっています。



※保育園（2号認定）には、へき地保育所の児童を含む

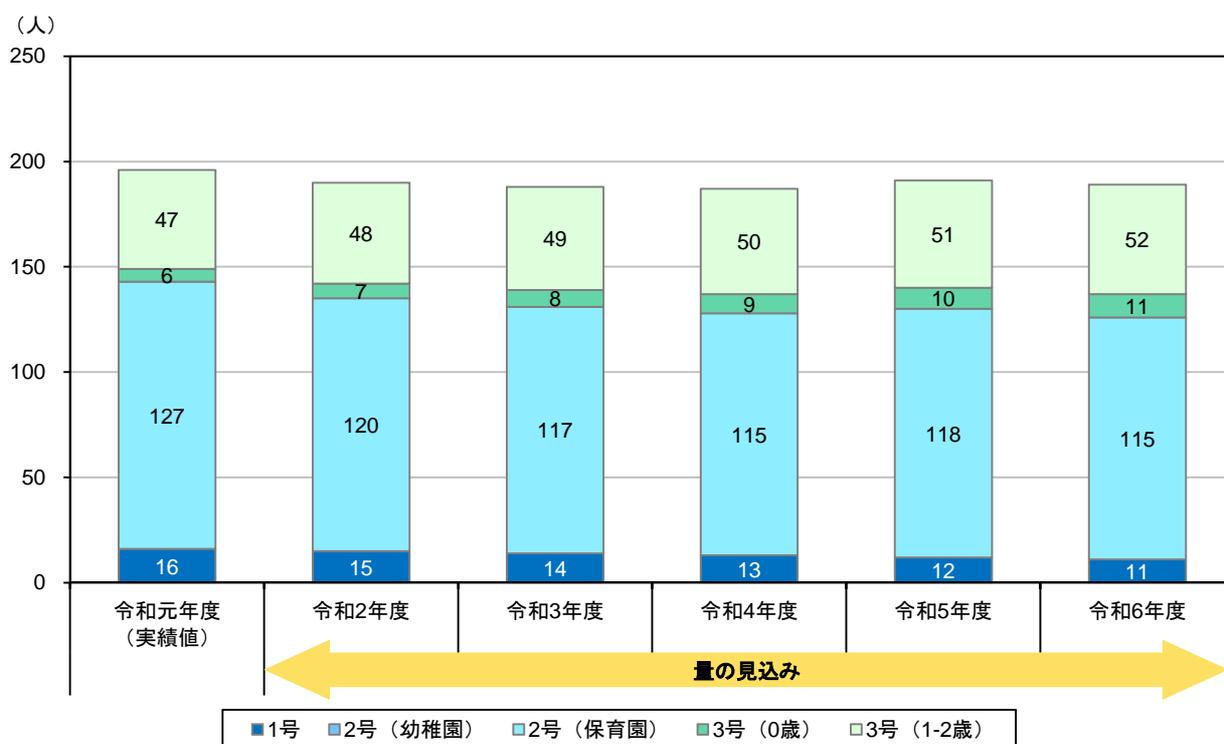
④笠利地区

現在の教育・保育利用状況（令和元年4月現在）

- 幼稚園（1号認定）の利用状況は、16人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用状況は、127人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用状況は、6人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用状況は、47人となっています。

今後の教育・保育利用希望（令和2年度～6年度）

- 幼稚園（1号認定）の利用希望状況は、11～15人となっています。
- 教育の利用希望が強い保育所利用希望（2号認定）の状況は、10人となっています。
- 保育所（2号認定）の利用希望状況は、115～120人となっています。
- 保育所（3号認定、0歳児）の利用希望状況は、7～11人となっています。
- 保育所（3号認定、1～2歳児）の利用希望状況は、48～52人となっています。



※保育園（2号認定）には、へき地保育所の児童を含む

(4) 教育・保育の量の見込み

教育・保育の利用状況等により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域において均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定+2号認定	567	568	567	564	557
1号認定	271	271	270	268	264
2号認定（教育）	296	297	297	296	293
2号認定（保育）	618	616	615	616	609
3号認定	468	473	476	477	474
0歳児	54	56	57	57	57
1-2歳児	414	417	419	420	417
合計	1,653	1,657	1,658	1,657	1,640

(5) 1号認定の確保方策

- 1号認定は、幼稚園及び認定こども園で対応します。
- 奄美市内の幼稚園、認定こども園の利用定員数は、675人を予定しています。
- 利用定員数が量の見込みを上回ることから、確保方策は足りることが予想されますが、2号認定（教育ニーズ）を確保は、一時預かり（一般型・幼稚園型）の受け入れ体制の充実により対応します。

1号認定+2号認定（教育ニーズ）の量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	567	568	567	564	557
1号認定	271	271	270	268	264
2号認定（教育）	296	297	297	296	293
②確保方策（利用定員数）	675	675	675	675	675
特定教育・保育施設	675	675	675	675	675
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
②-①過不足	108	107	108	111	118

(6) 2号認定（保育ニーズ）の確保方策

- 奄美市内の保育所、認定こども園、及びへき地保育所の2号認定の利用定員681人を予定しています。
- 利用定員数が、量の見込みを上回ることが予想されますが、量の見込みの推移を見極め必要に応じて利用定員の増などの対応を検討します。

2号認定（保育ニーズ）の量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	618	616	615	616	609
②確保方策（利用定員数）	681	681	681	681	681
②－①過不足	63	65	66	65	72

(7) 3号認定（0歳児、1-2歳児）の確保方策

- 奄美市内の3号認定(0歳児)の利用定員は123人を予定しており、利用定員数が量の見込みを上回ることが予想されます。
- また、3号認定(1-2歳児)の利用定員は428人を予定しており、利用定員数が量の見込みを上回ることが予想されます。
- 利用定員数が、量の見込みを上回ることが予想されますが、量の見込みの推移を見極め必要に応じて定員弾力化や地域型保育事業の拡充などの対応を検討します。

3号認定（0歳児、1-2歳児）の量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳								
①量の見込み	54	414	56	417	57	419	57	420	57	417
②確保方策（利用定員数）	123	428	123	428	123	428	123	428	123	428
特定教育・保育施設	103	379	103	379	103	379	103	379	103	379
地域型保育事業	20	49	20	49	20	49	20	49	20	49
②－①過不足	69	14	67	11	66	9	66	8	66	11

(8) 3号認定（0～2歳児）の保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。

この保育利用率の目標値については、満3歳未満の推計児童数に占める3号認定の確保方策を、各年度の保育利用率の目標に設定します。

【保育利用率】

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	54.2%	56.5%	58.4%	60.2%	62.0%
確保方策（利用定員数）	551	551	551	551	551
0-2歳児童数	1,016	976	944	916	888

3 地域子ども・子育て支援事業の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

基本型・特定型：子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供します。

母子保健型：妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育てサービスを一体的に提供できるよう「子育て世代包括支援センター」を設置しました。

保健師や助産師が、妊娠・出産・子育てに関する様々な悩みに円滑に対応し、きめ細やかな相談支援を行っています。これにより育児不安が軽減され、子どもが健やかに成長できるとともに、児童虐待の発生予防としても位置づけています。

【現状】

奄美市では、子育て世代包括支援センターを平成 28 年度に設置しました。事業実績は年々増加傾向にあり、延人数で 650 件を超えています。

【確保方策及び今後の方向性】

- 計画期間中の量の見込みは、平成 30 年度の実績から相談件数が増加する見込で計上しています。
- 妊娠期からの関係構築を図り、何でも相談できる場として関係機関との連携を図りながら、継続的・包括的に子育てを支援していきます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（延人数）	—	487	428	651	660
対応窓口（箇所）	—	2	2	1	1

【量の見込みと確保方策】（母子保健型）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

(2) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、保育所、認定こども園等において保育を実施する事業です。

【現状】

奄美市では現在、7か所にて延長保育を実施しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは、過去の実績により推計しています。
- 仕事と生活の調和の実現のため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められており、延長保育事業の確保に努めます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値(人)	556	503	499	482	482
施設数(箇所)	7	7	7	7	7

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	462	443	425	408	391
②確保方策(人)	528	528	528	528	528
施設数(箇所)	7	7	7	7	7
②-①過不足	66	85	103	120	137

(3) 放課後児童健全育成事業及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組

①放課後児童クラブ

【事業概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

奄美市では、現在、放課後児童健全育成事業を市内 11 か所にて実施しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは、利用実績などを踏まえ増加していくものと推計しています。
- 量の見込みが増加傾向にあるため、量の見込みを見極め必要に応じて放課後児童クラブの定員の拡充などを検討します。

【事業実績】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
低学年	年間利用実績 (人)	281	307	317	339	391
	実施箇所数 (箇所)	8	9	9	10	11
高学年	年間利用実績 (人)	14	18	30	44	53
	実施箇所数 (箇所)	8	9	9	10	11
合計 (人)		295	325	347	383	444

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	470	497	526	552	579
低学年	414	438	464	487	511
高学年	56	59	62	65	68
②確保方策 (人)	536	536	536	584	584
施設数 (箇所)	11	11	11	11	11
②-①過不足	66	39	10	32	5

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、今後、保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後児童教室の連携が図られる体制の整備に努めます。

③放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量

令和5年度までに保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ実施を検討します。

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
現在、本市では、一体型及び連携型で実施できる環境は整っていないことから、今後、実施に向けて検討を進めます。

検討に当たっては、実施場所の確保、両事業のスタッフ間の協力体制、児童の安全管理など解決すべき課題等について、関係各課や放課後子ども総合プラン運営委員会等で十分検討し、当面、1か所のモデル事業実施を目指します。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策
放課後子ども教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当部局が学校関係者と話し合う機会を持ち、新放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブの実施主体である福祉部と、放課後子ども教室の実施主体である教育委員会との間で、定期的な打合せの機会を設定し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図っていきます。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブと、放課後等デイサービス事業所の利用を希望する特別な配慮を必要とする児童のニーズに応えるため、両事業の連携を図り切れ目のない支援に努めます。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

開設事業者と協議し、利用者のニーズにあった開所時間の把握と設定に努めます。

⑨各放課後児童クラブが、その役割をさらに向上させていくための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、開設事業者と連携し、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりに努めます。

⑩放課後児童クラブの役割を果たす観点から、放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブによる広報活動等により周知を図るとともに、関係機関と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

【現状】

奄美市では、子育て短期支援事業を平成29年度より実施しており、平成31年度の実績見込みは10人を予定しております。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 児童養護施設（白百合の寮）と委託契約して実施しており、市内3か所（本庁及び支所）を窓口として対応しております。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（年延べ人数）	—	—	27	26	40
対応窓口（箇所）	—	—	3	3	3

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	45	50	55	60	65
②確保方策（年延べ人数）	45	50	55	60	65
対応窓口（箇所）	3	3	3	3	3
②-①過不足	0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てサービスや予防接種の案内、育児相談等により子育て支援を行う事業です。

【現状】

奄美市では乳幼児家庭全戸訪問事業を平成26年度から実施しており、平成31年度の事業実績見込みは214人を予定しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画中の量の見込みは、0歳児の推計乳児数とし、233人から251人で推計しています。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値(人)	370	231	193	280	214
対応箇所(箇所)	3	3	3	3	3

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	251	246	242	237	233
②確保方策(人)	251	246	242	237	233
対応箇所(箇所)	3	3	3	3	3
②-①過不足	0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

奄美市要保護児童対策地域協議会において、協議した家庭に、養育者が自立して適切な養育を行うことができるようになることを目指して、目標を設定し、養育に関する指導助言を行う、または支援計画に基づく家事育児支援を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【現状】

奄美市では養育支援訪問事業を平成27年度から実施しており、平成31年度の事業実績見込みは9人を予定しております。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 家事育児支援については、研修を受けた家庭訪問型支援員または訪問介護事業所に委託して実施しており、市内3か所（本庁及び支所）を窓口として対応しております。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（世帯）	3	10	13	10	9
対応窓口（箇所）	3	3	3	3	3

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（世帯）	11	11	12	12	13
②確保方策（世帯）	11	11	12	12	13
対応窓口（箇所）	3	3	3	3	3
②-①過不足	0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

奄美市では、地域子育て支援拠点事業を市内1か所（港町子育て支援センター）で実施しており、過去の事業実績は、7,796人から8,721人で推移しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは7,696人から8,697人で推移しています。
- 地域子育て支援拠点事業については、過去の実績から量の見込みに対しての確保は可能です。詳細な住民ニーズを把握し、計画中的子育て・保健・複合施設への機能移管、開所日数、開所時間等を検討します。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（人）	8,721	7,892	7,796	8,412	8,206
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	8,206	7,696	8,081	8,485	8,697
②確保方策（人）	8,206	7,696	8,081	8,485	8,697
施設数（箇所）	1	1	1	1	1
②-①過不足	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

奄美市では、2つの私立幼稚園及び3つの公立幼稚園において在園児を対象とした「預かり保育」を実施しています。

保育所等における一時預かり事業は、5箇所で開催しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査と実績により推計しています。
- 幼稚園型は確保方策が量の見込みを上回ることが予想されますが、利用者のニーズに応じて受け入れ体制の充実に努めます。
- 幼稚園型を除く一時預かり事業は、確保方策が量の見込みを上回ることが予想されますが、利用者のニーズに応じて受け入れ体制の充実に努めます。

【事業実績（幼稚園型）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（年延べ人数）	—	—	—	—	81,680
施設数（箇所）	—	—	—	—	5

【量の見込みと確保方策（幼稚園型）】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年延べ人数）	67,683	64,831	62,347	59,685	57,233
1号認定による利用	3,446	3,296	3,196	3,035	2,910
2号認定による利用	64,237	61,535	59,151	56,650	54,323
②確保方策（年延べ人数）	66,180	66,180	66,180	66,180	66,180
幼稚園型	66,180	66,180	66,180	66,180	66,180
上記以外	0	0	0	0	0
施設数（幼稚園型）（箇所）	4	4	4	4	4
施設数（上記以外）（箇所）	0	0	0	0	0
②-①（過不足）	-1,503	1,349	3,833	6,495	8,947

【事業実績（幼稚園型を除く）】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
利用人数（年延べ人数）	2,319	2,121	2,409	2,600	10,386
施設数（箇所）	1	2	2	2	5

【量の見込みと確保方策（幼稚園型を除く）】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年延べ人数）	10,386	10,386	10,386	10,386	10,386
②確保方策（年延べ人数）	10,577	10,577	10,577	10,577	10,577
施設数（箇所）	5	5	5	5	5
②-①（過不足）	191	191	191	191	191

（9）病児保育事業

【事業概要】

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合、一時的にお預かりする事業です。

【現状】

奄美市では市内1か所の医療機関（奄美中央病院）と病児・病後児保育事業を契約（3人/日）して実施しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは、実績値を勘案して平均250人の利用希望があると推計しています。
- 仕事と生活の調和の実現を支援する点から、病児保育のニーズが多く、今後も市内医療機関と連携し、安心な子育て環境の確保に努めます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（年延べ人数）	181	373	298	136	270
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年延べ人数）	250	250	250	250	250
②確保方策（年延べ人数）	870	870	870	870	870
施設数（箇所）	1	1	1	1	1
②-①過不足	0	0	0	0	0

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

現在、奄美市では、市内1箇所の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画期間中の量の見込みは、過去の事業実績（H28～R1）の平均値 397 人/年とします。
- 保護者の様々な保育ニーズに対応するため、事業の充実に努めます。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績値（年延べ人数）	48	263	475	408	441
施設数（箇所）	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（年延べ人数）	397	397	397	397	397
②確保方策（年延べ人数）	397	397	397	397	397
施設数（箇所）	1	1	1	1	1
②-①過不足	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診事業

【事業概要】

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

【現状】

奄美市の妊婦健康診査の平成27年度から平成30年度の事業実績は3,372人回/年から4,425人回/年で推移しています。

【提供体制、確保方策の考え方】

- 計画中の量の見込みは、過去の事業実績平均値3,944人回/年とします。

【事業実績】

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
実績(人回/年)	4,425	4,122	3,858	3,372	3,944
対応窓口(箇所)	3	3	3	3	3

【量の見込みと確保方策】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人回/年)	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944
②確保方策(人回/年)	3,944	3,944	3,944	3,944	3,944
受診券配布窓口(箇所)	3	3	3	3	3
②-①過不足	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費(副食材料費)等について、世帯所得の状況を勘案して、その一部を助成する事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

今後、事業の必要性について検討し、必要に応じ助成を実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

【提供体制、確保方策の考え方】

●巡回支援

【目的】

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ることを目的としています。

【事業内容】

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の①～⑤のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

- ①事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業
- ②事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- ③小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- ④小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- ⑤その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

【支援対象】

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者を対象とします。

【本市の確保方策】

新規参入施設等の事業者への支援について、本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で充分であり、現時点において新規参入事業者に対する巡回支援の検討・実施は予定していません。

●特別支援

【目的】

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども（以下「対象障がい児」という。）を認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人一人の状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ることを目的としています。

【実施場所】

認定こども園

【対象となる子ども】

- ・認定こども園に在籍している対象障がい児
- ・対象障がい児の障がいの範囲や認定方法等は私学助成や障害児保育事業における自治体の実施状況を踏まえて検討します。

【補助対象及び補助要件】

- ・当該認定こども園において、2人以上の障がい児（対象障がい児以外も含む）を受け入れていること。

【本市の確保方策】

特別支援が特に必要な子どもに対する支援として、今後の国の方針を踏まえ検討します。

4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的な考え方

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項

教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士等の合同研修の開催等の支援を推進していきます。

そのため、公立、私立や施設の種別にかかわらず共通した課題である保育者の専門性の向上を図るため、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に向けた検討を行い、本市における就学前の子どものための施設全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえ、本市におけるこれらの連携を推進します。

5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の保育料及び幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設（ファミリー・サポート・センター、病児保育を含む）の利用料については償還払いを基本とします。

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、県と連携して行い、当該施設の情報提供や保育の質の向上に努めます。

6. その他の事項

産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供等を行います。

また、利用状況等を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みに応じて、柔軟に特定教育・保育の提供に努めます。

